

# 平成 25～26 年度地下水汚染未然防止講習会における主な質疑応答

(平成 27 年 4 月 3 日一部追記)

## 目次

No.	分類	質問 (概要)	ページ
1	構造基準	<a href="#">構造 A・B・C 基準の判断は、事業者が自らするのか。</a>	3
2		<a href="#">有害物質貯蔵指定施設の防液堤の容量は、センサー等をつけて液もれがすぐに認識できれば、タンク容量より小さくてもよいか。</a>	3
3		<a href="#">溶剤、酸・アルカリを扱う場合床面のコーティングが求められるが、低濃度のものでコーティングは必要か。</a>	3
4		<a href="#">排水溝等の A 基準の同等の措置として、排水溝内に排水パイプを設置するとあるが、そのような対応を行った場合、既存の側溝自体に構造の基準はかからないのか。</a>	3
5		<a href="#">B 基準の施設や配管等を同じ能力、構造等で更新する場合は、B 基準で更新してよいか。</a>	3
6		<a href="#">施設本体の下部に空間を設け、目視点検ができるようにする場合、構造変更届けは必要か。</a>	3
7	適用範囲	<a href="#">中和に NaOH や KOH を使っている場合、中和処理以降も NO3 はそのまま存在するが、それでも中和以降は構造基準がかからないとしてよいのか。</a>	4
8		<a href="#">有害物質を使用していない特定施設から有害物質使用特定施設に接続する配管は構造基準の対象となるか。</a>	4
9	点検と記録	<a href="#">色々な点検方法があるが、機器の精度や漏えいの有無の判断に関する基準や指針はあるか。</a>	5
10		<a href="#">排水処理施設のように流入する排水を止めて点検ができない場合は、どのような方法があるか。</a>	5
11		<a href="#">点検の記録は、他法令(消防法、毒劇法等)の記録でも要件を満たしていれば流用できるか。</a>	5
12		<a href="#">漏えいの有無の確認をする方法の一つとして設置する観測井については、第一帯水層に設置するという考え方でよいか。</a>	5
13		<a href="#">有害物質貯蔵指定施設の床面及び受け皿が不浸透製である場合、定期点検は受け皿だけでよいか。</a>	5
14		<a href="#">「点検実施責任者及び点検を実施した者」とあるが、両者が同一人物でも支障ないのか。</a>	5
15		<a href="#">定期点検の記録は電子媒体でもよいか。</a>	5
16		<a href="#">一ヶ所に複数台の特定施設がある場合、点検記録表を一つにまとめてよいか。</a>	5

17	有害物質を含む水	<a href="#">配管・排水溝等で有害物質を含む水が流れていないことをどのように判断すべきか。</a>	6
18		<a href="#">化合物を含む水が流れているが、公定法で検出されなければ構造基準の対象とならないのか。また、固体(溶かして使う)はどのように判断するのか。</a>	6
19		<a href="#">流れる水の中の有害濃度が検出下限値以下であることをもって構造基準の適用を除外する例の場合、事業者はどの位の期間毎に濃度測定を行うべきか。</a>	6
20		<a href="#">洗浄施設等において使用している水道水に元々含まれており、検出される有害物質の扱いはどのように取り扱うべきか。</a>	6
21		<a href="#">検出されなければ構造基準対象外とのことだが、手順を間違えてしまえば流れることもあり得る。この場合、検出されないとして構造基準対象外としてよいのか。</a>	6
22	の 使用 有害 物質	<a href="#">使用薬品の SDS に有害物質に関する記載はないが、処理中に有害物質が溶出し有害物質が含まれてしまう場合、有害物質使用特定施設に該当するか。</a>	6

なお、質疑に対する回答における参考資料として示している「マニュアル」とは「[地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル\(第1.1版\)](#)」を指しています。

## (構造基準について)

- Q.1 構造 A・B・C 基準の判断は、事業者が自らするのか。
- A.1 まずは事業者自らが判断することとなります。その上で、自治体による届出受理や立入検査の機会等において、適宜基準に適合しているか否かを確認することとなります。
- Q.2 タンク（有害物質貯蔵指定施設）の防液堤の容量は、センサー等をつけて液もれがすぐに認識できれば、タンク容量より小さくてもよいか。大量の漏洩にはどのように対処すべきか（その周りに側溝が必要か）。
- A.2 基本的には、想定される漏えい量に対して防液堤の容量が十分に確保されていることが必要です。ただし、センサー等を設置し、かつ防液堤の容量を超える前に適切に対応できる体制が整えられているといった場合には、構造基準を満たすとみなすことができます。（マニュアル P49「流出を防止するための構造」参照）
- Q.3 溶剤、酸・アルカリを扱う場合床面のコーティングが求められるが、低濃度のもの（例えば、ほぼ pH7.0 に近い酸アルカリ）でもコーティングは必要か。
- A.3 腐食等のおそれがないければ、被覆は必要ありません。（マニュアル P47「床面を構築する材料及び被覆」参照）
- Q.4 排水溝等の A 基準の同等の措置として、排水溝内に排水パイプを設置するとあるが、そのような対応を行った場合、既存の側溝自体に構造の基準はかからないのか。（トレンチの構造を満足すれば排水溝の構造を満足するのではないか。）
- A.4 既存の排水溝内に排水パイプを設置する場合に、パイプ本体において十分な漏えい防止・劣化防止の措置がなされているのであれば、必ずしも排水溝本体に特別な措置が求められるものではありません。排水溝等に関する「同等以上の措置」の詳細については個々の事業場の実態に応じ、個別に所管自治体にご相談ください。
- Q.5 B 基準の施設や配管等を同じ能力、構造等で更新する場合は、B 基準で更新してよいか。
- A.5 既設の施設又は付帯する設備の一部を更新する場合には、原則として、更新した部分については新設と扱い、A 基準が適用されます。ただし、材質や機能が同じであって、既設の施設又は付帯する設備を撤去せず、依然として当該施設又は付帯する設備の一部として使用する場合には、基本的には既設の施設又は設備として扱い、B 基準のままで構いません。（マニュアル P37「(3)新設と既設に対する適用の考え方」参照）
- Q.6 施設本体の下部に空間を設け、目視点検ができるようにする場合、構造変更届けは必要か。
- A.6 規模など施工内容によります。最寄りの自治体にご確認ください。

## (構造等の基準遵守義務の適用範囲について)

Q.7 CIP 洗浄施設から中和処理までの配管等に構造基準はかかるが、中和処理以降はかからないとの説明があった。中和に NaOH や KOH を使っている場合、中和処理以降も NO<sub>3</sub> はそのまま存在するが、それでも中和以降は構造基準がかからないとしてよいのか。

A.7 一般に、事業場内に併設されている排水処理施設は、それ自体は特定施設に該当しません。従って、CIP 洗浄施設と中和処理施設（排水処理施設）が別の施設であれば、中和処理施設は特定施設には該当せず、中和処理施設以降は有害物質使用特定施設に付帯する排水溝等に該当しないので、構造基準は適用されません。

Q.8 【有害物質貯蔵指定施設 特定施設 特定施設 有害物質使用特定施設】という、順で施設が接続している場合、有害物質を使用していない特定施設から有害物質使用特定施設に接続する配管（ ）は構造基準の対象となるか。

A.8 有害物質使用特定施設に付帯しているので、有害物質を含む水が流れていれば、構造基準及び定期点検の対象となります。なお、お尋ねのケースについて、その他の配管部分についても有害物質は流れていると考えられ、万一漏えいして地下水汚染が生じた場合には水濁法に基づき浄化措置等の対応が求められる可能性がありますので、構造基準等の規制がかからない配管についても、漏えい防止のための自主的な対応をしていただくことが望ましいと考えます。

## (点検及びその記録について)

Q.9 色々な点検方法があるが、機器の精度や漏えいの有無の判断に関する基準や指針はあるか。

A.9 特に法令上の規定はなく、「漏えいがあった場合に適切に検知できる」ものであれば問題ありません。有害物質の性状や使用量、施設の構造等にもよるので、対象施設に合わせて適切に判断ください。

Q.10 排水処理施設のように流入する排水を止めて点検ができない場合は、どのような方法があるか。

A.10 目視による点検や、漏えい等を検知するための装置による点検、周辺井戸における地下水モニタリングによる点検等が考えられます。

Q.11 点検の記録は、他法令(消防法、毒劇法等)の記録でも要件を満たしていれば流用できるか。

A.11 水濁法の定期点検に求められている内容が記録されていれば、他法令の記録でも構いません。  
(マニュアル P43「4」点検要領及び点検記録表」参照)

Q.12 漏えいの有無の確認をする方法の一つとして設置する観測井については、第一帯水層に設置するという考え方でよいか。

A.12 配管や排水溝等が不透水層より下層まで達しているのであれば、原則として第一帯水層を観測するという考え方で構いません。

Q.13 有害物質貯蔵指定施設の床面及び受け皿が不浸透製である場合、定期点検は受け皿だけでよいか。  
(床面の点検には、施設及び受け皿を移動する必要がある。)

A.13 受け皿と床面の接地面について、目視による定期点検は必ずしも必要ありませんが、目視ができない場合には、その他の方法で漏えいの有無を確認していただく必要があります。

Q.14 「点検実施責任者及び点検を実施した者」とあるが、両者が同一人物でも支障ないのか。

A.14 問題ありません。

Q.15 定期点検の記録は電子媒体(EXCEL ファイルなど)でもよいか。

A.15 電子媒体も使用可能ですが、虚偽記録を疑われないようにするためにも、記録の提示を求められた際に作成の日付やデータの改ざんが容易にできないことを証明できる方法とすることが望まれます。また、自治体によっては担当者や管理者の検印を求める場合もあります。

Q.16 一ヶ所に複数台の特定施設がある場合、点検記録表を(施設名を併記して)一つにまとめてよいか。施設に対して1枚ずつ記録表を残す必要があるか。

A.16 法律上定められた様式はないので、一葉にまとめても構いません。第三者(たとえば自治体の担当者)が見たときにも分かりやすく、施設の管理が適切に行われる形にしてください。

## (有害物質を含む水について)

Q.17 配管・排水溝等で有害物質を含む水が流れていないことをどのように判断すべきか。

A.17 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく検定方法に規定されている方法で検定し、備考に記載されている濃度未満であることです。

Q.18 フッ素化合物を含む水が流れているが、公定法で検出されなければ構造基準の対象とならないのか。また、固体(溶かして使う)はどのように判断するのか(SDS等で判断できない場合)。

A.18 公定法で検定した場合において、有害物質が検出されなければ、有害物質を含む水には該当しないため、構造等の基準の対象となりません。固体については、溶かして使うのであれば、その溶液を公定法により分析していただくこととなります。

公定法...Q17で回答している、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく検定方法

Q.19 流れる水の中の有害濃度が検出下限値以下であることをもって構造基準の適用を除外する例の場合、事業者はどの位の期間毎に濃度測定を行うべきか。

A.19 施設の利用頻度や方法によって一概にいえません。当該施設に係る有害物質が常時不検出であることが証明できる頻度や方法で測定をしてください。(例...年間で最も濃度が高くなると想定される日に計測するなど。)

Q.20 洗浄施設等において使用している水道水に元々含まれており、検出されるような硝酸やホウ素の扱いはどのように取り扱うべきか。

A.20 水道水に含まれる濃度と洗浄後の水の濃度を比較し、有害物質使用特定施設から有害物質が付加されていないと判断できれば、有害物質を含む水を流していないと判断して差し支えありません。

Q.21 研究・試験場の洗浄施設など、有害物質が検出されなければ排水溝等は構造基準対象外とのことだが、手順を間違えてしまえば流れることもあり得る。この場合も、検出されないとして構造基準対象外としてよいのか。

A.21 洗浄の手順について徹底が図れない場合など、有害物質を含む水が排水口に流れないことを確実に担保できないのであれば、構造基準の対象として取り扱っていただきます。管理要領に基づき、適切な使用をしてください。

## (有害物質の使用について)

Q.22 特定施設の使用薬品のSDSに有害物質に関する記載はないが、印刷処理中に有害物質が溶出し有害物質が含まれてしまう場合、非意図的に混入することになるが、有害物質使用特定施設に該当するか。

A.22 使用薬品に微量に含まれている有害物質であっても、施設の目的に沿って原料、触媒等として使用しているとは考えられる場合は、有害物質の使用に該当します。施設の目的に沿った原料・触媒等ではなく、不純物として微量の有害物質が含まれる場合(SDSにも掲載されず、事業者として通常知り得ない場合)は、有害物質の使用には該当しません。